

別 科

別 科

日本文化専修課程

日本語専修課程

履修の手引と手続

I 授業科目について

日本文化専修課程における授業科目は、日本文化・社会に関する科目、日本語に関する演習、職業に関する科目からなっており、日本語専修課程における授業科目は、日本語に関する科目、日本事情に関する科目からなっている。

II 授業科目の単位認定と種類について

本学では単位制が採用されている。単位制とは、一つ一つの授業科目に一定の基準により定められた単位があり、履修した授業科目に対して、試験その他の方法により、学習評価した上で、その単位を認定する制度である。

単位認定の評価は、S・A・B・Cにより単位を修得したことを示し、Fは不合格を示す。

授業科目は、必修科目・選択必修科目・選択科目に分かれており、課程ごとに所定の単位を修得しなければならない。

III 修了について

修了可能最低科目数および単位数は、以下に示すとおりである。

日本文化専修課程

| | | |
|--------|-----------------|-------|
| 必修科目 | 4 科目 | 8 単位 |
| 選択必修科目 | 8 科目 (16 単位) 以上 | 32 単位 |
| 選択科目 | | |
| 合計 | | 40 単位 |

日本語専修課程

| | | |
|--------|-------------|-------|
| 選択必修科目 | 26 科目 | 26 単位 |
| 選択科目 | 2 科目 (4 単位) | 4 単位 |
| 合計 | | 30 単位 |

IV 授業科目と修得すべき単位数

別科における授業科目は、必修科目、選択必修科目、選択科目に分かれており、課程ごとに所定の単位を修得すること。

表1 日本文化専修課程

| 授 業 科 目 | 必修 | 選択必修 | 選択 |
|-------------|-----|------|----|
| | 単位数 | | |
| 日本文化論特殊講義ⅠA | | 2 | |
| 日本文化論特殊講義ⅠB | | 2 | |
| 日本文化論特殊講義ⅡA | | 2 | |
| 日本文化論特殊講義ⅡB | | 2 | |
| 日本文化論特殊講義ⅢA | | 2 | |
| 日本文化論特殊講義ⅢB | | 2 | |
| 日本文化論特殊講義ⅣA | | 2 | |
| 日本文化論特殊講義ⅣB | | 2 | |
| 日本文化論特殊講義ⅤA | | 2 | |
| 日本文化論特殊講義ⅤB | | 2 | |
| 日本文化研究A | 2 | | |
| 日本文化研究B | 2 | | |
| 日本文化ゼミナールA | 2 | | |
| 日本文化ゼミナールB | 2 | | |
| 日本語演習ⅠA | | | 2 |
| 日本語演習ⅠB | | | 2 |
| 日本語演習ⅡA | | | 2 |
| 日本語演習ⅡB | | | 2 |
| 日本語演習ⅢA | | | 2 |
| 日本語演習ⅢB | | | 2 |
| 日本語演習ⅣA | | | 2 |
| 日本語演習ⅣB | | | 2 |
| 日本語演習ⅤA | | | 2 |
| 日本語演習ⅤB | | | 2 |
| コンピュータ演習A | | | 2 |
| コンピュータ演習B | | | 2 |

表 2 日本語専修課程

| 授 業 科 目 | 選択必修 | 選択 |
|-------------|------|----|
| | 単位数 | |
| 日本語基礎 I A | 1 | |
| 日本語基礎 I B | 1 | |
| 日本語基礎 I C | 1 | |
| 日本語基礎 I D | 1 | |
| 日本語基礎 I E | 1 | |
| 日本語基礎 I F | 1 | |
| 日本語基礎 II A | 1 | |
| 日本語基礎 II B | 1 | |
| 日本語基礎 II C | 1 | |
| 日本語基礎 II D | 1 | |
| 日本語基礎 II E | 1 | |
| 日本語基礎 II F | 1 | |
| 日本語基礎 III A | 1 | |
| 日本語基礎 III B | 1 | |
| 日本語基礎 III C | 1 | |
| 日本語基礎 III D | 1 | |
| 日本語基礎 IV A | 1 | |
| 日本語基礎 IV B | 1 | |
| 日本語基礎 IV C | 1 | |
| 日本語基礎 IV D | 1 | |
| 日本語基礎 V A | 1 | |
| 日本語基礎 V B | 1 | |
| 日本語基礎 V C | 1 | |
| 日本語基礎 V D | 1 | |
| 日本語基礎 VI A | 1 | |
| 日本語基礎 VI B | 1 | |
| 日本語発展 I A | 1 | |
| 日本語発展 I B | 1 | |
| 日本語発展 I C | 1 | |
| 日本語発展 I D | 1 | |
| 日本語発展 I E | 1 | |
| 日本語発展 I F | 1 | |
| 日本語発展 II A | 1 | |
| 日本語発展 II B | 1 | |
| 日本語発展 II C | 1 | |
| 日本語発展 II D | 1 | |
| 日本語発展 II E | 1 | |
| 日本語発展 II F | 1 | |
| 日本語発展 III A | 1 | |
| 日本語発展 III B | 1 | |
| 日本語発展 III C | 1 | |
| 日本語発展 III D | 1 | |
| 日本語発展 IV A | 1 | |

| 授 業 科 目 | 選択必修 | 選択 |
|----------|------|----|
| | 単位数 | |
| 日本語発展IVB | 1 | |
| 日本語発展IVC | 1 | |
| 日本語発展IVD | 1 | |
| 日本語発展VA | 1 | |
| 日本語発展VB | 1 | |
| 日本語発展VC | 1 | |
| 日本語発展VD | 1 | |
| 日本語発展VIA | 1 | |
| 日本語発展VIB | 1 | |
| 日本事情A | | 2 |
| 日本事情B | | 2 |

V 授業科目の履修申請

履修する授業科目は、所定の期間に履修申請をしなければならない。この履修申請は、年間の受講計画をたて、単位を修得する意思表示をする重要な手続きである。履修申請を間違えたために、授業科目の履修ができなくなり、その結果修了ができなくなる場合もあるので、以下に掲げる注意事項を厳守して、誤りのないように履修申請すること。

-履修申請時の注意事項-

- (1) 当該専修課程の授業時間割表を参照し、受講したい授業科目の曜日、時限、コマ・コード^{※1}、授業科目名、開講期間、担当教員等を確認の上、申請を行うこと。
- (2) 履修申請の期間及び方法は、各年次初めのオリエンテーションで説明をするので、確認をすること。
- (3) 春・秋学期ともに、履修内容照合・変更期間を設けているので、間違いなく申請した授業科目が登録されているかを確認すること。登録に誤りがある場合は、この期間中に別科事務室に申し出ること。
- (4) 履修内容照合・訂正期間以外で、登録した授業科目の履修変更（追加・取消等）は認められない。
- (5) 履修申請（登録）をしていない授業科目は、受講しても単位は認められない。
- (6) 同一曜日の同一時限に開講されている授業科目を複数履修申請することはできない。
- (7) 単位を修得した授業科目は、再度履修することはできない。
- (8) 指定された期日までに履修申請を行わない場合は、学業の意思なしとみなし、退学を命ずることがある。

※1 コマ・コードとは、授業時間割表に授業科目名等と共に記載されている番号で、その時限の授業科目の固有の番号である。

VI 成績評価について

1. 成績評価の方法

学業成績は、試験（筆記・レポート等）及び授業時の小テスト、課題提出状況等。授業科目ごとの成績評価方法は、シラバスに記載している。

なお、出席すべき授業時数の3分の1以上を欠席した者は、当該授業科目の修了認定を受けることはできない。（城西大学別科細則第14条）

ただし、病気又は正当な理由による長期欠席の場合には、特別に考慮されることがある。

2. 定期試験および臨時試験

- (1) 試験は、定期試験と臨時試験があり、定期試験は原則として学期末に実施する。
- (2) 試験時間割は掲示により周知する。

3. 試験に関する通則

- (1) 試験場内では、全て監督者の指示に従わなければならない。
- (2) 試験開始前に指示された試験場に入らなければならない。
- (3) 試験場内の座席は、監督者の指示に従うこと。
- (4) 試験開始後は、遅刻者の入室は認められない。ただし、特別の事由により遅刻したものは、試験開始後 20 分以内までは入室を認めることがある。
- (5) 試験開始後 25 分間は退場することができない。
- (6) 必ず学生証を机の上の見やすい所に置く。
- (7) 試験会場では、筆記用具・持ち込みを許された資料以外のものはすべてカバンの中に入れ、資料等をむき出しのまま机の中に入れてはならない。
- (8) 試験場では、一切物品の貸借は許されない。ノート、参考書等の使用を許された場合には、自分のものを使用すること。
- (9) 答案用紙には必ず、学籍番号、氏名を記入すること。答案用紙、台紙または書き損じたものを場外に持ち出すことは許されない。
- (10) 試験中監督者の許可を得ないで試験場を出ることはできない。
- (11) 試験の行われる学期の授業時数 3 分の 1 以上欠席した者は、試験を受けることができない。受験資格のない者の答案は無効とする。
- (12) 病気・事故その他正当な事由によって受験できなかった者は、欠席届（試験用）に詳細な理由を記し、かつ必要事項（科目名・担当教員名など）を記入し、病気の場合は診断書を、その他の場合は事故等を証明する書類を添付して、早急に別科事務室に提出すること。届出の遅れや無届けの場合は評価対象外となる場合がある。
- (13) 不正行為をした者については、別科細則第 30 条により罰せられ、当該授業科目の単位の認定は行わない。

4. 追試験

- (1) 定期試験を、病気その他やむを得ない事情により受験できなかった者は、追試験を受けることができる。
- (2) 追試験を希望する者は、正当な理由を証明する書面をもって速やかに別科事務室に届け出ること。
- (3) 追試験は、成績通知書の評価欄に「T」の表示がある科目が対象となる。
- (4) 追試験は、履修した年度の学期末に限り受験することができる。
- (5) 追試験は、原則として学期末に実施する。
- (6) 追試験を受験する者は、「追試験受験願」を別科事務室に提出しなければならない。
- (7) 追試験の受験料は、1 科目につき 200 円である。

5. 再試験

- (1) 定期試験の結果、不合格となった授業科目のある者は、当該授業科目の担当教員が再試験を行う場合、受験することができる。授業科目によっては再試験を行わない場合もある。
- (2) 再試験は、成績通知書の評価欄に「F」の表示がある科目が対象となる。
- (3) 再試験は、履修した年度の学期末に限り受験することができる。
- (4) 再試験は、原則として学期末に実施する。
- (5) 再試験の受験を許可された者は、「再試験受験願」を別科事務室に提出しなければならない。
- (6) 再試験の受験料は、1科目につき1,000円である。

6. 試験における不正行為の懲戒について

- (1) 試験における不正行為は厳正に処分する。
- (2) 本書「城西大学 学内試験等における不正行為の取り扱い指針」を参照すること。

Ⅶ 成績発表

1. 成績発表は、別科事務室において、本人に成績通知書を交付するので別科事務室の指示に従って、必ず交付を受けること。

その際、学生証を提示すること。なお、指定された期日以外には個別に交付しない。成績の評価は、下記Ⅷ GPA についての「GP の基準」を参照のこと。

2. 単位を修得した科目の再評価は行わない。
3. 成績についての疑問、質問などは早急に別科事務室に問合せること。
4. 事故、病気等により指定日に成績通知書の交付を受けられない場合には、代理人を定め、成績通知書の交付を受けること。

ただし、その場合は学生証を必要とする。

Ⅷ GPA について

本学では、「GPA (Grade Point Average)」制度を導入している。以下に示すことを十分理解しておくこと。

1. GPA の意味

- (1) GPA の値とは、自分の成績を数値化したものである。学期毎や学年毎の GPA や入学からの通算の GPA を比較することで、自らの学習成果の推移を知ることができる。
- (2) GPA の値には、T 評価、F 評価および Z 評価を受けた科目についても計算に組み入れられる。したがって、安易に考えて開講期間の半ばで授業参加をやめた場合などは低い値となる。

2. GPA の計算

「GPA」は、下記の基準に基づいて評価した成績の GP (Grade Point) に各科目の単位数を掛けて合計し、履修登録した科目の単位数の合計で割った 1 単位あたりの GP 平均値 (Average) である。仮に、履修した科目の成績がすべて「S」評価の場合は GPA の数値は 4 になり、すべての成績が「C」の場合は 1 となる。

「GP の基準」

| 成績評価 (表示) | 評価の基準 (点) | 可否 | GP |
|-----------|-----------|-----------|----|
| S | 100 ~ 90 | 合格 | 4 |
| A | 89 ~ 80 | 合格 | 3 |
| B | 79 ~ 70 | 合格 | 2 |
| C | 69 ~ 60 | 合格 | 1 |
| F | 59 以下 | 不合格 | 0 |
| T | 追試験受験可 | 未受験 (不合格) | 0 |
| Z | 失格 | 不合格 | 0 |

[GP×当該科目の単位数] の合計

GPA= _____

履修登録科目の単位数の合計 (T 評価, F 評価, Z 評価科目を含む)

(注) 不合格となった科目を次年度以降に再履修して合格した場合には、成績は上書きされ、過去の不合格の成績は、GPA 計算式に算入されない。

(注) GPA 計算式に算入されない科目もある。

城西大学別科細則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 城西大学別科（以下「別科」という）は、今日の世界と日本の相互確認と理解を深めるため、日本語及び日本文化の研修を中心に、文化の個性と関連性を把握する学際的な比較文化の研修を併せて行い、国際社会に貢献しうる人材の基礎を養うとともに、広く人類文化の発展に寄与することを目的とする。

(課 程)

第2条 別科に日本文化専修課程及び日本語専修課程を置く。

2 日本文化専修課程は、日本語及び日本文化の理解を軸に、諸外国文化との比較研修を行い、日本語及び日本文化を解する国際人を育成する。

3 日本語専修課程は、日本の大学に進学する目的を持った者に、日本語を体系的に学習させ、大学のカリキュラムを受講できる基礎的な能力を修得させる。

(修業年限)

第3条 別科の修業年限は、1年とし、在学年限は2年を超えることができない。

ただし、日本国内の他機関において1年以上の日本語研修を経ている日本語専修課程の学生については、その延長を認めない。

(学生定員)

第4条 別科の学生定員は、次のとおりとする。

| 課 程 | 入学定員 | 収容定員 | 合 計 |
|----------|------|------|-----|
| 日本文化専修課程 | 20 | 20 | 70 |
| 日本語専修課程 | 50 | 50 | |

第2章 組 織

(教 員)

第5条 教員には、別科専任教員及び本学の教授・准教授及び助教を充てる。

2 前項のほかに必要に応じて、他の教員を置くことができる。

(別科委員会)

第6条 別科には、別科委員会を置き、第5条第1項の別科専任教員及び別科兼担の本学の教授をもって組織する。

ただし、必要に応じて、別科兼担の本学の准教授以下の教員及びその他の職員を加えることができる。

2 別科委員会の委員長は、別科長がこれに当たり、委員会を招集し、その議長となる。

3 別科委員会は、学長が次の事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、及び修了
- (2) 別科教育課程
- (3) 学習指導及び試験
- (4) 学生の補導及び賞罰

- (5) 教員の業績の審査
- (6) その他、(1)から(5)に準ずるもの

第7条 別科に関する事務は、別科事務室がこれに当たる。

第3章 学年・学期及び休業日

(学年・学期及び休業日)

第8条 学年・学期及び休業日は、城西大学学則（以下「本学学則」という）を準用する。

第4章 授業科目の単位及び履修

(授業科目)

第9条 別科における授業科目の単位数の基準は、城西大学学則を準用する。

第10条 別科において開設する授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

第11条 履修する授業科目は、所定の期間に登録しなければならない。

第12条 単位の認定は、試験によって行う。ただし、授業科目の内容によっては、他の方法によることができる。

第13条 試験は、定期試験及び臨時試験とし、定期試験は、学期末に行う。

第14条 いずれの科目も、授業時数の3分の1以上欠席した場合は、当該授業科目の受験資格を失う。

ただし、病気または正当な理由による長期欠席の場合には、特に考慮されることがある。

なお、この場合には、別に定める追試験を受けることができる。

第15条 各授業科目試験の成績は、S・A・B・C・Fの評価で表しS・A・B・Cを合格とし、Fを不合格とする。

第5章 修了等

第16条 各課程を修了するために、必要とされる最低単位数は、次のとおりとする。

日本文化専修課程 40単位

日本語専修課程 30単位

2 別科に1年以上在学し、別科の教育課程に従って授業科目を履修して、所定の単位を修得した者には、別科委員会の審議を経て、学長が修了を認定する。

3 学長は、修了を認定した者に対して修了証書を授与する。

第6章 入学・休学及び退学

(入学資格・志願・手続)

第17条 入学の時期は、学期の始めとする。

第18条 別科に入学することのできる者は、次の各号に該当する者とする。

(1) 外国において学校教育12年の課程を修了した者、又は、それに準ずると認められた者。

(2) 別科が行う選考によって合格した者。

(3) 日本語専修課程においては、日本国内の日本語教育機関での学習歴が本学入学時に1年未満とし、日本文化専修課程においては、国内の日本語教育機関での学習期間の上限は問わない。

第19条 入学を志願する者は、別科所定の手続によって願い出るものとする。

第20条 入学を許可された者は、所定の期日までに、在学誓約書を添え所定の入学手続を完了しなければならない。

(休学)

第 21 条 病気その他やむをえない事由により休学しようとする者は、保証人連署の休学願を提出のうえ学長に願い出て、その許可を得て休学することができる。ただし、その期間は、6 カ月以内とする。

第 22 条 休学者は、原則として、学期の始めでなければ復学することができない。

第 23 条 休学期間は、在学年数に算入しない。

(退学)

第 24 条 病気その他やむをえない事由により、退学しようとする者は、その事由を証明する書類を添え、保証人連署のうえ学長に願い出て、その許可を得なければならない。

第 7 章 入学検定料・入学金及び授業料等

第 25 条 入学検定料は、2 万 5 千円とする。

第 26 条 入学を許可された者は、入学金として 20 万円を納入しなければならない。納入の時期は所定の期日までとする。

第 27 条 授業料は、年額 32 万円とする。

納入の時期は、所定の期日までとする。

第 28 条 施設設備費は、年額 10 万円とする。

納入の時期は、所定の期日までとする。

第 29 条 一度納めた授業料及び施設設備費は原則として返還しない。

第 8 章 賞 罰

第 30 条 学生の賞罰については、本学学則を準用する

第 9 章 雑 則

第 31 条 この細則に定めるもののほか、別科在学生に関し必要な事項は本学学則を準用する。

付 則 この細則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 この細則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 この細則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 この細則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 この細則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 この細則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 この細則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 この細則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 この細則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 この細則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 この細則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 この細則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 この細則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 この細則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 この細則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 この細則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 この細則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 この細則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 この細則は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

2 前項の細則は、令和 6 年 4 月 1 日入学者より適用する。

授業科目及び単位数

表1 日本文化専修課程

| 授 業 科 目 | 必修単位数 | 選択必修単位数 | 選択単位数 |
|------------------------|-------|---------|-------|
| 【日本文化・社会に関する科目】 | | | |
| 日本文化論特殊講義 I A | | 2 | |
| 日本文化論特殊講義 I B | | 2 | |
| 日本文化論特殊講義 II A | | 2 | |
| 日本文化論特殊講義 II B | | 2 | |
| 日本文化論特殊講義 III A | | 2 | |
| 日本文化論特殊講義 III B | | 2 | |
| 日本文化論特殊講義 IV A | | 2 | |
| 日本文化論特殊講義 IV B | | 2 | |
| 日本文化論特殊講義 V A | | 2 | |
| 日本文化論特殊講義 V B | | 2 | |
| 日本文化研究 A | 2 | | |
| 日本文化研究 B | 2 | | |
| 日本文化ゼミナール A | 2 | | |
| 日本文化ゼミナール B | 2 | | |
| 【日本語に関する演習】 | | | |
| 日本語演習 I A | | | 2 |
| 日本語演習 I B | | | 2 |
| 日本語演習 II A | | | 2 |
| 日本語演習 II B | | | 2 |
| 日本語演習 III A | | | 2 |
| 日本語演習 III B | | | 2 |
| 日本語演習 IV A | | | 2 |
| 日本語演習 IV B | | | 2 |
| 日本語演習 V A | | | 2 |
| 日本語演習 V B | | | 2 |
| 【職業に関する科目】 | | | |
| コンピュータ演習 A | | | 2 |
| コンピュータ演習 B | | | 2 |

表2 日本語専修課程

| 授 業 科 目 | 選択必修単位数 | 選択単位数 |
|--------------------|---------|-------|
| 【日本語に関する科目】 | | |
| 日本語基礎 I A | 1 | |
| 日本語基礎 I B | 1 | |
| 日本語基礎 I C | 1 | |
| 日本語基礎 I D | 1 | |
| 日本語基礎 I E | 1 | |
| 日本語基礎 I F | 1 | |
| 日本語基礎 II A | 1 | |
| 日本語基礎 II B | 1 | |
| 日本語基礎 II C | 1 | |
| 日本語基礎 II D | 1 | |
| 日本語基礎 II E | 1 | |
| 日本語基礎 II F | 1 | |
| 日本語基礎 III A | 1 | |
| 日本語基礎 III B | 1 | |
| 日本語基礎 III C | 1 | |
| 日本語基礎 III D | 1 | |
| 日本語基礎 IV A | 1 | |
| 日本語基礎 IV B | 1 | |
| 日本語基礎 IV C | 1 | |
| 日本語基礎 IV D | 1 | |
| 日本語基礎 V A | 1 | |
| 日本語基礎 V B | 1 | |
| 日本語基礎 V C | 1 | |
| 日本語基礎 V D | 1 | |
| 日本語基礎 VI A | 1 | |
| 日本語基礎 VI B | 1 | |
| 日本語発展 I A | 1 | |
| 日本語発展 I B | 1 | |
| 日本語発展 I C | 1 | |
| 日本語発展 I D | 1 | |
| 日本語発展 I E | 1 | |
| 日本語発展 I F | 1 | |
| 日本語発展 II A | 1 | |
| 日本語発展 II B | 1 | |
| 日本語発展 II C | 1 | |
| 日本語発展 II D | 1 | |
| 日本語発展 II E | 1 | |
| 日本語発展 II F | 1 | |
| 日本語発展 III A | 1 | |
| 日本語発展 III B | 1 | |
| 日本語発展 III C | 1 | |

| 授 業 科 目 | 選択必修単位数 | 選択単位数 |
|---------------------|---------|-------|
| 【日本語に関する科目】 | | |
| 日本語発展ⅢD | 1 | |
| 日本語発展ⅣA | 1 | |
| 日本語発展ⅣB | 1 | |
| 日本語発展ⅣC | 1 | |
| 日本語発展ⅣD | 1 | |
| 日本語発展ⅤA | 1 | |
| 日本語発展ⅤB | 1 | |
| 日本語発展ⅤC | 1 | |
| 日本語発展ⅤD | 1 | |
| 日本語発展ⅥA | 1 | |
| 日本語発展ⅥB | 1 | |
| 【日本事情に関する科目】 | | |
| 日本事情A | | 2 |
| 日本事情B | | 2 |